

平成 30 年度

第 6 回総務経済常任委員会会議録

平成 30 年 6 月 15 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度第6回総務経済常任委員会会議録

日 時 平成30年6月15日(金曜日)

場 所 穴粟市役所501会議室

開 会 6月15日 午前9時51分

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議・審査事項

第80回穴粟市議会定例会付託案件審査

建設部

第64号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

第65号議案 市道路線の変更について

・第80回穴粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4. 閉会

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	東豊俊
〃	大久保陽一	〃	田中孝幸
〃	西本諭		

出席説明員

(建設部)

建設部長	花井一郎	建設部次長	寺田美喜也
建設部次長	太中豊和	建設部次長兼土地対策課長	榎木隆
建設部次長兼地域建設課長	井口靖規	建設課長	谷口宗男
都市整備課長	田中藤夫	水道管理課長	福井功
上下水道課長	坂井高誉	地域建設課副課長(一宮担当)	田路賀之

事務局  
係

長 岸 元 秀 高

(午前 9時51分 開会)

飯田委員長 おはようございます。前置きなしに早速ですけれども、第6回総務経済常任委員会を開催いたします。先ほど付託されました、第64号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、第65号議案の市道路線の変更についてに審査をしたいと思っております。

部長。

花井建設部長 2議案追加ということで、お世話になります。どうぞよろしく願います。

それでは、それぞれについて、担当のほうから御説明いたします。まず、64号議案について。

飯田委員長 井口次長。お願いします。

井口建設部次長 それでは、資料の1ページをお願いします。

第64号議案の内容について説明させていただきます。

1番目ですけれども、事故の名称ということで、市道鍋山・奥林線で発生した車両の損害事故でございます。

事故の発生日時につきましては、平成30年5月20日午前10時50分ごろでございます。

事故地につきましては、一宮町伊和397番地1地先でございます。

相手方につきましては、日本郵便株式会社ということで、本社につきましては東京でございますけれども、山崎の郵便局長が相手方とさせていただいております。ここ郵便局長と和解したいと考えております。

4番目ですけれども、発生した事由でございますけれども、市道に設置してある横断排水溝の銅製グレーチングが車両通行の際にはね上がったために発生したものであり、本件事故により発生した車両の修復に係る費用を賠償するものです。

算定根拠でございますけれども、車両底部のトランスミッションの交換費用でございます。31万9,744円となっております。

過失の責任でございますけれども、本件道路は市道でございます。走行時にグレーチングのがたつきを事前に予想することは困難であるため、市の過失責任を100%としたいと考えております。

7番目ですけれども、並行して保険に入っておりますので、賠償保険会社への手続も並行して行っております。これについては、額が決定しますと保険のほうで対応していただくことになっております。

説明は以上です。

飯田委員長 説明は終わりました。この件について何か御質問。

津田委員。

津田委員 これ、保険が適用されたら、全額保険会社支払ってくれるんですか。

飯田委員長 井口次長。

井口建設部次長 そのとおりです。保険会社とも連絡とりまして、議会の承認をいただければ対応していただくというふうな形です。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 保険会社が例えば100%過失、保険会社がこれ認めてくれるんですか、そうでもないですか。

飯田委員長 井口次長。

井口建設部次長 場合によっては、50%とかというようなふうに、保険会社のほうが判断しますと、それに伴って相手方と交渉しまして、その保険会社さんが決める額ということで、最初は相手方と交渉させていただくということになっております。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 グレーチングが飛び上がったということなんですけど、そもそもどういう状態で、道路の状況というか、誰が通ってもグレーチングはね上がるような状況やったのかどうかというの、管理状況はどんな感じだったんですか。

飯田委員長 井口次長。

井口建設部次長 横断溝でございますので、両側に側溝がございます。それを横断溝ですので、斜めに渡っております。一番端っこのところを、今どこでもやっておるんですけども、グレーチングを斜めにカットしてかけとって、ちょっとガタガタするような状況で、あとでわかったんですけどもございました。ふだんは、あんまりその端っこのほうは通らないところなんですけども、今回は対向車があったらしいんですけども、端っこのほうを通過してしまって片っぽを踏んではね上がったというような状況になっておりますので、ちょっと斜めに切っておりましたので、今は切らなくて、下にアングルをつけて端っこのほうを通過しても大丈夫なというふうに修繕しております。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 一応、その改良はして、今後はそういうことは起きないという状況にはなってると思うんだけど、市内全体のそういう危険箇所をチェックして、また見ておく必要もあるんじゃないかな、そう思いますけど。

飯田委員長 部長。

花井建設部長 おっしゃるとおり、できるだけ気をつけてそういう目で見ても、ただ、点検といつてなかなか回り切れない、数が多いので、基本的にはゆがんだり調子悪いところはすぐ自治会なり、関係者の方から連絡いただいて、その都度対応するということですが、今言われましたように、職員現場等いろいろ行きますので、そういう中で注意しながら行きたいと思います。

今回の斜めに切っただけで起こったんじゃないし、何かたわみかけて、曲がりかけとったみたいな、どうもグレーチングが何度か通るうちに反ったみたいな感じになってしまったのを踏んでしまったら、そういうことで、現場、そういう目で見て確認したいと思います。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 そういう意味でよろしくお願いします。

それで、これ物損で終わってるからいいけども、その反動で人身、また死亡事故とか発生する可能性があったんで、しっかり事前にチェックできることはしてもらわなあかんという思いですので、よろしくお願いします。

飯田委員長 東委員。

東委員 今、副議長と同じことやけども、横断の場合は、やっぱり結果的には通行、側溝よりも横断のほうが通行、いわゆるグレーチングにあたる荷重、それは多いと思うので、最近、施工した横断のところは多分きっちりした工事ができると思うんやけども、その昔、設置したところが相当傷んでおる可能性があるんで、やっぱり1回最近のはええとして、全部昔のやつ1回チェック、折見てしといたほうがいいだろうね。かなりやっぱり傷む。今、部長が自治会長なんかに言うてくださいよということだけど、それが一番大事だと思う。そういうのを心がけといたら、今のうちに車だけで終わったらええというわけじゃないけど、もしそれ以上のことになったら、人の関係になったら大変なことになるから、ちょっと要注意やね。

飯田委員長 部長。

花井建設部長 おっしゃるとおり、職員だけではなかなか難しい部分もありますので、そういうふうな広報するなりして、確認していきたいと思います。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 最近、これ市が正直100%過失あると認めてるんですけど、普通ってこれ保険会社が債権調査するもんじゃないですかね。そうでもない、交通事故起きたら、保険会社が先に過失割合を分けるじゃないですか。これ、先に認めてもたら、

認めるものなのかなと、その辺が順序がわからないんですけど。

飯田委員長 井口次長。

井口建設部次長 保険会社とも並行して協議しながらさせていただいてるんですけども、先保険会社が認めるか、議会のほうで認めていただくかというというのがあるんですけども、保険会社のほうは市のほうで承認していただいて、議会のほうに承認いただければ、保険会社のほうでも承認していただけるというふうな、今のところは考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 常々そういういろんな事故があった場合、保険で対応するというお話きくんですけども、個人的にそういう事故のそういう保険に入ってる場合、保険金かけてますよね、ずっと。事故を起こして保険対応した場合、その保険金の額が変わってくるんですよ、普通は。何年もかけてきて、だんだんある程度事故がなかったら割安になってきたやつが、ポンとはね上がるというふうなことに、個人の保険は対外なってますよね。自治体の入っておるそういう保険というのはどういう扱いなんですか。かなり、年間にこういういろんな事案があると思うんですけども、全て保険対応ですよ。ということは、保険ゼロの年なんてないと思うんです。ということは、掛金のほうにその辺が何か反映してくるんじゃないか、その辺で保険会社もそない思ってるんやったらそないしたったらええがという感じでしょう、今の言い方であれば。認められて、議会がオーケー出したら100%保険会社で保険でみるという状況になるんでしたら、その辺のところはどうなんかなと思って。

飯田委員長 井口次長。

井口建設部次長 一番下から3行目のところに書いてるんですけども、保険につきまして、市道の管理については全国町村会総合損害賠償保険というのに入らせていただいております。我々が任意保険に入ってる何等級というのがないので、この保険をかけたから額が上がるということはないんですけども、全体的には全国規模ではそんだけ使用した分は保険料返ってくるということでは考えて、市のほうの担当者とも協議しながら、適正なものだけ賠償していくという考えです。

今回の場合につきましては、過失の責任のところでも書かせてもらっておりますけども、運転者が事前にちょっとしたすき間を見ることは難しかったやろうということで、今回については100%ということ考えさせていただきました。

飯田委員長 部長。

花井建設部長 建設部のほうで決めたんじゃないしに、相談する中で100%かなとい

うある程度確約をとった上での金額ということで、以前、人身のがありましたて、そのときに6：4とか、7：3とかいう中で、そういうふうに保険会社が決めた中で交渉してますので、今回は100%出していただけるかなということで判断しております。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 こういうグレーチングの事故って、グレーチングって至るところあると思うんですけど、こういう感じの事故というのは時々起こるんですか。

飯田委員長 花井部長。

花井建設部長 起こっております。昨年も千種のほうでグレーチングをはね上げてということでなっておりますので、結構発生しております。今いう、老朽していきます。当初は問題ないんですけども、老朽してくるとちょっとずつ反ってきたりしますので、そのことでてんびんにかかっているものを一気に踏むと、オイルパンを破ったりするということで発生しておりますので、基本的に先ほどちょっとありましたけども、横断については、加重についてもそれなりの加重であったり、今はボルトどめにしたりとか、そういう形にしていますけども、まだまだ地方のほうへ行けば、まだまだその形で残っている部分も結構ありますので、また交通量が少ないということもあるんですけども、そういう形もありますので、ちょっと注意して確認していきたいと思います。

飯田委員長 よろしいですか。

ないようでしたら、第64号議案についての審査を終了いたします。

続きまして、第65号議案についてお願いいたします。

谷口課長。

谷口建設課長 私のほうから、第65号議案、市道路線の変更について、説明させていただきます。

2ページをごらんください。

道路法第10条第3項の規定により、下記道路の変更について、議会の承認を得るものです。

路線名としましては、五十波6号線、起点は山崎町五十波字寺垣内152番4地先から、変更後の終点でございますが、山崎町五十波字オノ元211番15地先となります。延長につきましては、変更後の延長が536.83メートル、139.92メートルの削減となります。変更の理由としましては、地権者の申し出による終点の変更です。

右側3ページが位置図となります。



位置の詳細につきましては、次の4、5ページで説明させていただきます。4ページ、5ページをお願いします。

右側5ページの右下の赤丸があると思うんですけども、これが五十波6号線の市道の起点となります。五十波の一番上側の集落、ちょうど三津の井堰がある付近の国道29号との接点が起点になります。終点は野口神社随神門付近で、上のほうで青い矢印をしとるんですけども、これが終点になります。

図面の青色の点線区間が今回一部廃止する区間となります。

先ほども申しましたが、青色の矢印が変更前の終点である随神門付近で、4ページの写真で申しますと上側の写真になります。

5ページの図面の赤色の矢印が変更後の終点の鳥居付近ということで、4ページの写真で申しますと下側の写真になります。

変更の理由といたしましては、当市道が起点を国道29号から終点の野口神社随神門までを結ぶ市道です。この市道の終点付近である鳥居から随神門の区間の道路敷地は個人の所有地で、所有者と氏子により整備した参道であり、市道から廃止するよう所有者より申し出があり、終点を随神門から手前の鳥居付近に変更するものです。

続いて6ページ、7ページ、8ページをごらんいただきたいんですが、今回一部廃止する区間の写真となります。写真の1番から7番まで写真番号をつけております。

まず1番が変更後の終点となる鳥居付近の写真です。2番、3番と順次起点側から終点側を向いて撮影しております。

8ページですけども、写真番号7番が変更前の終点である随神門付近の写真となります。

以上です。説明終わります。

飯田委員長 説明は終わりました。何か御質問ありますか。

大久保委員。

大久保委員 例えば、さっきの64号議案であれば5月20日に起こったことやから今回でたと。今回の今の御説明あった市道変更とかいうのは、何で追加であがってきたのかなという率直な疑問なんですけど。

飯田委員長 井口次長。

井口建設部次長 市道認定につきましては、慣例で例年ですと12月議会で一括してやらせてもらえるんですけども、今回、土地の所有者の方が、一番最初は神社とい

うこともありまして、去年の秋まつり付近に今回廃止しようとする道路の修繕いうことで、地元の自治会とかリーダーのほうへ計画、修繕の決行されたときに、その部分をアスファルト合材というのの欲しいというようなことから、この神社の所有者の方が、ここは市道じゃなしに個人の道路やというふうに以前から思われておりまして、その辺が所有者がわかれたのが去年の11月ぐらいということで、それから市道の経緯とか、市のほうで調べさせてもらったりとか、相手方と説明をさせていただいたりとか、協議させていただいて、なるべく早い時期に市道から外してくれというような申し出がございまして、このたび5月に提案させていただいております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 個人の土地が市道になっとったとか、そういうのあるんですか。

飯田委員長 部長。

花井建設部長 経緯がちょっとわからないところもあるんですけども、基本的に今言う道路内民地みたいなものが結構あります。今9,000筆からあるという中で、ここはどうして市道になってしまったのかわからんのですけれども、多分、調べたけどわからなんだんですけども、基本的に道を地元で整備されて、もともと市道としては真っすぐ、今の門から真っすぐ里道があるんですけども、里道もどうも認定してたものらしいんです。新たに道がつけかわったから、どうも地元から市道にしてくれという、多分要望がないと勝手に市がするわけございませんので、そういう中で起終点が変わらないということで、今もそうなんですけども、改良なんかで広げた分には市道認定かけずに変更ができますので、そういう処理を多分したんだらうと思うんです。それは、多分地元の自治会なり、地元の議員さんなり、地元の氏子の方なりから結構あったんですけども、たまたまそこら辺で所有者の方が御存じじゃなかったというのが、ちょっとそこら辺もおかしいですけども、市としたら多分自治会も言われ、議員も言われ、地元からも言われとるからということで、認定を多分したものと思うんですけども、そういう中で今回、去年の11月にそういうのがわかって、この間、時間かかってますけども、地元の自治会ともちょっと待ってくれと、さらに市道として管理してもらうんが一番やからという思いをもたれて、いろいろと協議を重ねられたんですけども、結局3月の段階で、やっぱり廃止してくれということになりまして、地元なり氏子の方も廃止してくれと言われましたので、その中で、それではまた12月議会で廃止しますとうち言うたんやけども、早くしてくれということで、大変申しわけないけども、今回6月議会にあげさせて

いただいたという経緯でございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 外部のものがとやかくいうことじゃないと思うんですけども、これが市道であったゆえに皆さんが大っぴらに通れたわけですよ、今までは。個人の所有物という主張がされたとはいえ、あとはわからんのですけども、あとは自治会の中でその人と話し合うことになるかと思うんですけども、実質、鳥居から入ると、そこは言うたら神社の所有でしょう。ということは、ほかにはこういうところないんですか。鳥居から中、あんまり自治体が管理する道路がというのは、あんまり好ましい状況じゃないと思うんですけども、ほかに市内でそんなところがあるかどうかという把握はできてますか。

飯田委員長 部長。

花井建設部長 そういうことで、私もいろいろとそういうところあとないかなというふうには思ってるんですけど、基本的にはないんじゃないかなと思ってるんですけども、今言われたように、今回、向こうからの申し出で廃止ということになりましたけども、明らかに見れば、市道として今の認定基準からいきますと合いませんし、やはり今のところでとめとくのが正解かなということもありますので、今回そういうこともあって、早期にさせていただきたいなと思います。

それ以外にあるかどうかについては、再度調査して、今後そういう部分あるようでしたら、修正する必要があるのかなということで、また御相談かけると思います。

田中一郎副委員長 御形神社は皆さん御存じのように、あれは県道、今も議員から、委員会の前にあしこもそう違うかいうて、あしこは県道ですので。私らはそういうふう聞いてます。

花井建設部長 市道としては確認してみます。

飯田委員長 伊和神社も、鳥居から裏表つながってますよね。あれは伊和神社で管理してるかどうかわからんけど、ともかくお宮さんって結構そういうところあるので、それは確認したほうがいいかも。時代が時代やでね。一昔前から、慣例的にそうなってしもとって、やってしもとるというところある可能性も。

花井建設部長 確認させてもらいます。

飯田委員長 ほかに何か。

東委員。

東委員 これは、正解だと思います。もう早速、まだ議決してないけども、早速これはせないかん。

ただ、この件もちろんすっきりしたらいいと思うんやけど、やっぱり登記の関係、いわゆる今言う個人所有というところ、道路用地、個人所有みたいないうところの、まだまだ何百、未登記のやつがあるわね、ああいうのも、やっぱりこういうことがあるんで、しっかり建設部として未登記のものを、かかるけども、お金はかかるけども、大事なところをいち早くやっつく必要があるね、道路に関しては特に。大分改善されてきたけど。

飯田委員長 椴木次長。

椴木建設部次長兼土地対策課長 今、詳細な資料はないんですけど、毎年平成25年ぐらいから取り組んでおりまして、今部長言いましたとおり9,000筆ぐらいあるんですけど、年間100ぐらいしかできないんですけど、できるだけこういった重要なところから解消していくように努めております。

飯田委員長 東委員。

東委員 私も随分、2年ほど前に一般質問したことあるんやけども、これは難しいので、難しいんやけども、やっぱり建設部になると専門的な部署なので、ある程度は見分けはつきますわな。ここはしとかなあかな、早目にとか、そういうところをさっき言ったように、随分お金がかかるので大変ではあるけど、できるだけ目鼻をきかせてやっていったほうがいいと思う、今後。これを機会に、それだけです。

飯田委員長 部長。

花井建設部長 おっしゃるとおり、できるだけ早期に、いろいろとやる上で課題になりますので、未登記地がありますと。今回、廃止することによって、そこも未登記地であがっておるとこなんですけども、それは今回解消するということになりますので、逆にそういう形で解消する場合がありますので、調査したいと思います。

飯田委員長 ほかによろしいですか。

ほかにないようでしたら、第65号議案の審査をこれで終了したいと思います。

ご苦労さんでした。それでは、第64号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について自由討議ありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、採決を行います。

第64号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で賛成ということですが。

続きまして、第65号議案、市道路線の変更について、この件について自由討議何かございますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 いろいろと意見が出ましたのでね、討論もよろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第65議案についての採決を行います。

第65議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で可決です。

いろいろと皆さんおっしゃってくださったので、それではこれで報告いたします。ありがとうございました。これで終わりました。閉会をお願いします。

田中一郎副委員長 それではこれで終わります。お疲れさまでした。

(午前10時22分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会総務経済常任委員会 委員長 飯 田 吉 則